

■ 監査等の種類

監査委員が行う監査等（監査、検査、審査）には次の種類があります。それぞれ地方自治法（以下「法」という。）や財政健全化法に定められています。

① 出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査）

毎月 1 回、市の現金の出納事務が適正になされているかについて、出納に係る諸帳簿等を検査するものです。会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料について、その計数を関係諸帳簿と照合確認するとともに、現金の出納、保管が適正に行われているか検査します。

② 決算審査（法第 233 条第 2 項又は地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定による審査）

市長は、毎会計年度、決算が調製されたときは、これを監査委員の審査に付す必要があります。監査委員は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の前年度決算について、市から提出された決算書その他の関係諸表に基づき、計数を確認するとともに、予算が適正に執行されているかを審査します。

③ 基金の運用状況審査（法第 241 条第 5 項の規定による審査）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを審査します。

④ 健全化判断比率等審査（財政健全化法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定による審査）

市長は、毎会計年度、前年度の決算の提出を受けた後、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を算定し、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに 監査委員の審査に付し、市議会に報告する必要があります。

⑤ 定期監査（法第 199 条第 4 項の規定による監査）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係法令等に則り適正かつ合理的に行われているかを主眼とし、併せて経済性や効率性の観点から行う監査です。

⑥ 随時監査（法第 199 条第 5 項の規定による監査）

市が行う工事や事務事業などについて監査の必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施します。

⑦ 行政監査（法第 199 条第 2 項の規定による監査）

市の事務が法令等に従って処理されているか、また、合理的かつ効率的に行わ

れているかについて、監査の必要があると認めるときに行う監査です。

⑧財政援助団体等に対する監査（法第 199 条第 7 項の規定による監査）

市が補助金等の財政的援助をしている団体や、資本金等の 4 分の 1 以上の出資をしている団体、公の施設の指定管理者等を対象に、その団体等への財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかなどについて監査します。

⑨住民の直接請求に基づく監査（法第 75 条の規定による監査）

選挙権を有する者の 1 / 5 0 以上の連署による請求があるときに、市の事務の執行に関し実施します。

⑩議会の請求に基づく監査（法第 98 条第 2 項の規定による監査）

市議会の請求があるときに、市の事務の執行に関し実施します。

⑪市長の要求に基づく監査（法第 199 条第 6 項の規定による監査）

市長の要求があるときに、市の事務の執行に関し実施します。

⑫住民監査請求に基づく監査（法第 242 条の規定による監査）

市長、委員会、委員又は職員による財務会計上の違法・不当な行為又は怠る事実によって市に損害を与えたと認めるときは、市民が監査委員に対し監査することを求め、必要な措置を講ずるよう請求することができます。この請求があった場合は、法律で定めている要件を満たすものについて監査を実施します。